

# 出生手続きのご案内

このたびはお子様のご誕生おめでとうございます。  
町役場で必要な手続きをご案内いたします。



## 主な手続き

町役場で行う主な手続きは以下のとおりです。



住民情報・年金に関する手続き

…出生届・マイナンバー・国民年金など

住民生活課 ☎0877-49-8002



手当・福祉に関する手続き

…児童手当

保健福祉課 ☎0877-49-8003



健康保険・医療に関する手続き

…国民健康保険・子ども医療費助成など

健康増進課 ☎0877-49-8001



子育て支援に関する手続き

…新生児訪問・産後ケアなど

保健センター ☎0877-49-8008

## お持ちいただくもの

お手続きを行う際には、以下のものを必ずお持ちください。

### ❁申請者の本人確認書類

以下A1点またはB2点

A・官公庁の発行した顔写真付き本人確認書類

マイナンバーカード・運転免許証・旅券(パスポート)・在留カードなど

B・その他本人確認書類

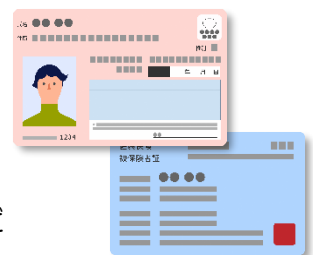
健康保険被保険者証・介護保険被保険者証・年金手帳・学生証・社員証など

### ❁申請者の認印

※スタンプ印は不可。

### ❁母子健康手帳

### ❁申請者の預金通帳またはキャッシュカード



# 手続き詳細一覧



❖ 本案内の1ページ目 **お持ちいただくもの** の欄に記載されたものを必ずお持ちください。

❖ 場合により必要な手続きは異なります。  
下記を参照のうえ、ご不明な点は各担当課までお問い合わせください。



## 住民生活課

☎ 0877-49-8002

☑ 当てはまる場合

必要な手続き

必要なもの

子どもが生まれた	<ul style="list-style-type: none"><li>❖ <b>出生届の提出</b> 誕生日を含めて14日以内に提出が必要です。 出生地・届出人の居住地・父母の本籍地のいずれかの市区町村へ届け出てください。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>❖ 届出人(父母)の本人確認書類</li><li>❖ 出生届(医師による出生証明のあるもの)</li><li>❖ 母子健康手帳</li></ul>
子どもの母が国民年金の第一号被保険者	<ul style="list-style-type: none"><li>❖ <b>産前産後期間の保険料免除の申請</b> 出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間の保険料が免除されます。(多胎妊娠の場合、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間) 手続きは出産予定日の6カ月前から可能です。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>❖ 被保険者(母)の本人確認書類</li><li>❖ 年金証書・基礎年金番号通知書</li><li>❖ 母子健康手帳</li></ul>
子どものマイナンバーをすぐに確認したい	<ul style="list-style-type: none"><li>❖ <b>住民票の写しの請求</b> 出生届出と同時に子どものマイナンバーを記載した住民票の写しを請求することが可能です。</li><li>※ 出生届出後、子どものマイナンバーを記載した個人番号通知書が地方公共団体情報システム機構(J-LIS)から郵送されるまで約1カ月程かかります。 出生届出後すぐに子どものマイナンバーを確認したい場合は、マイナンバーを記載した住民票の写しを請求してください。</li><li>※ 子どものマイナンバーカードは個人番号通知書が届いてから申請可能になります。個人番号通知書に同封されている個人番号カード交付申請書をお使いください。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>❖ 請求者の本人確認書類</li><li>❖ 発行手数料 300円 (町役場窓口で発行する場合)</li></ul>



## 保健福祉課 ※マイナンバーカードをお持ちの方はご持参ください

☎ 0877-49-8003

出生届を提出した	<ul style="list-style-type: none"><li>❖ <b>児童手当の申請・額改定</b> 誕生日の翌日から15日以内に児童手当の申請(第二子以降の出生の場合は額改定届)が必要です。 請求者は父母のうち所得の高い方になります。 請求者が公務員の場合は勤務先での手続きとなります。  【支給額(子ども一人あたり月額)】<ul style="list-style-type: none"><li>● <b>令和6年(2024年)9月分まで</b> 毎年2月・6月・10月に各前月までの手当を支給します。<ul style="list-style-type: none"><li>・3歳未満 15,000円</li><li>・3歳～小学校修了前 第一子・第二子 10,000円</li><li>第三子以降 15,000円</li></ul></li><li>※ 第三子以降とは、<b>18歳到達後の最初の3月31日までの</b>養育している子どものうち3番目以降。<ul style="list-style-type: none"><li>・中学生 10,000円</li><li>・所得制限限度額以上所得上限限度額未満 一律 5,000円</li></ul></li><li>● <b>令和6年(2024年)10月分以降</b> 毎年偶数月(2月・4月・6月・8月・10月・12月)に各前月までの手当を支給します。 (初回支払：令和6年(2024年)12月)<ul style="list-style-type: none"><li>・3歳未満 第一子・第二子 15,000円</li><li>・3歳～18歳 第一子・第二子 10,000円</li><li>・第三子以降 一律30,000円</li></ul></li><li>※ 第三子以降とは、<b>22歳到達後の最初の3月31日までの</b>養育している子どものうち3番目以降。</li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>❖ 請求者の預金通帳またはキャッシュカードの写し</li><li>❖ 請求者と配偶者のマイナンバーが確認できる書類(マイナンバーカード・マイナンバーの記載された住民票など)</li><li>❖ 【請求者と子どもの住所が異なる場合】子どものマイナンバーが確認できる書類(マイナンバーの記載された住民票など)</li><li>❖ 【請求者とその配偶者以外が申請する場合】委任状</li><li>❖ 【請求者以外が申請する場合】請求者の印鑑</li><li>❖ 【父母以外が子どもを養育する場合】申立書</li><li>❖ 【転入などで宇多津町に課税情報が無く、かつマイナンバーの提供を希望しない方】所得課税控除証明書</li></ul>
----------	--	--



## 健康増進課 ※マイナンバーカードをお持ちの方はご持参ください

☎ 0877-49-8001

☑ 当てはまる場合

必要な手続き

必要なもの

子どもの国民健康保険への加入を希望する	<p>❖ <b>国民健康保険の加入手続き</b> 国民健康保険以外の場合は、保険者または勤務先にご確認ください。</p>	<p>❖ 申請者の本人確認書類 ❖ 【別世帯員が申請する場合】 ・委任状</p>
子どもの母が国民健康保険に加入している	<p>❖ <b>出産育児一時金の申請</b> 医療機関などへの直接支払制度を利用した場合、差額支給の請求手続きが必要です。 ❖ 出産6カ月以前に社会保険の被保険者で、出産育児一時金が支給される場合は国民健康保険からは支給されません。</p>	<p>❖ 母の国民健康保険被保険者証(※) ❖ 世帯主の預金通帳 ❖ 母子健康手帳 ❖ 出産費用が分かる領収書・明細書 ❖ 直接支払制度合意文書</p>
	<p>❖ <b>産前産後期間の国民健康保険税免除の申請</b> 出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間の国民健康保険税のうち、所得割と均等割相当分が免除されます。(多胎妊娠の場合、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間) 手続きは出産予定日の6カ月前から可能です。</p>	<p>❖ 母の国民健康保険被保険者証(※) ❖ 母子健康手帳</p>
出生届出日から申請時まで、母子ともに宇多津町に住民登録している	<p>❖ <b>出産祝金</b> 子どもの満1歳の誕生日前日までの間申請できます。支給日は申請月の翌月15日(休日の場合翌営業日)です。 【支給額】 子ども一人につき10,000円</p>	<p>❖ 出産祝金支給申請書 ❖ 母の預金通帳またはキャッシュカードの写し ❖ 母子健康手帳の出生届出済証明欄の写し</p>
満18歳まで(18歳到達後の最初の3月31日までの子どもを養育している)	<p>❖ <b>子ども医療費助成など福祉医療の申請</b> 健康保険に加入している満18歳までの子どもに係る医療費のうち、高額医療費などを控除した自己負担分を助成します。所得制限はありません。 ❖ <u>ひとり親医療費助成および未熟児医療費助成制度もごさいます。詳細は窓口にお問い合わせください。</u></p>	<p>❖ 子どもと保護者(健康保険加入者本人)の健康保険被保険者証(※) ❖ 保護者(健康保険加入者本人)名義の預金通帳</p>

(※) 令和6年(2024年)12月以降、新規の健康保険証発行が廃止されることにより、健康保険証の代替となる書類のご提示をお願いする場合がございます。



## 保健センター

☎ 0877-49-8008

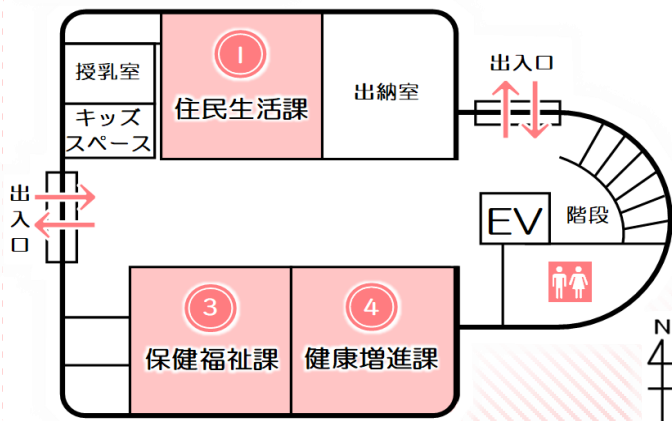
出生届を提出した	<p>❖ <b>新生児訪問</b> お子様が生まれたご家庭に保健師または助産師が訪問し、身体測定の実施や育児・母子の健康状態に関する相談をお受けします。訪問日時はお伺いする担当者より直接お電話にて調整します。</p>	<p>❖ 母子健康手帳</p>
令和6年(2024年)4月1日以降に出生した子どもを養育しており、新生児訪問時に保健師または助産師と面談を行った	<p>❖ <b>子育て応援ギフト</b> 新生児訪問時の面談後に、子育て家庭が必要とする商品やサービスが掲載されたウェブカタログで使えるギフトポイントを給付します。 申請受付期間は出生後4カ月までです。 ❖ 転入された方で前住所にて国の出産・子育て応援給付金にあたる給付金(電子クーポン含む)を受給している場合は対象外です。 【支給額】 子ども一人につき50,000円分の電子クーポン</p>	<p>❖ 子育て応援ギフト申請書 ❖ 新生児訪問時の面談が終了した方へ直接お渡しします。</p>
宇多津町在住の生後1歳未満の子どもとその母親で以下のような悩みや不安がある方 ● 家族などから十分な家事や育児が受けられない ● 産後の体調が優れない ● 育児に不安や疲れを感じる ● 授乳方法に悩みがある	<p>❖ <b>産後ケア</b> 出産後、お子様との生活が不安・心身の体調が優れない際に、助産師による以下のケアを受けたり相談をしたりすることができます。 ● 育児相談 (赤ちゃんのあやし方・寝かしつけ・抱っこ・沐浴の方法など) ● 赤ちゃんをお預かりしながらお母様の休息のお手伝い ● 授乳や乳房ケア など</p>	<p>❖ 母子健康手帳</p>



# お問い合わせ

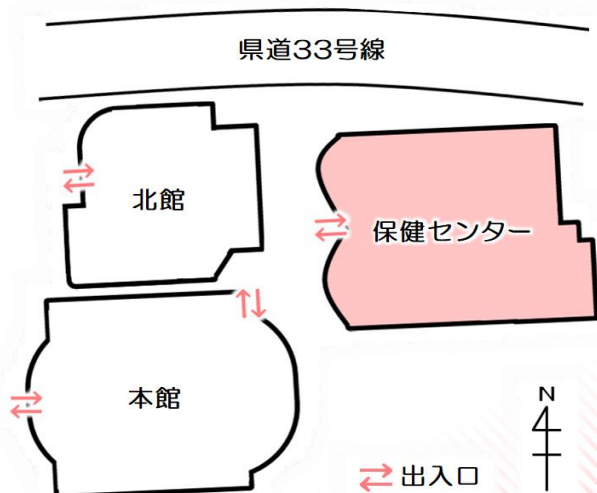


## 本館1階



- ① 住民生活課 ☎ 0877-49-8002
- ③ 保健福祉課 ☎ 0877-49-8003
- ④ 健康増進課 ☎ 0877-49-8001

## 保健センター



- 🌸 保健センター ☎ 0877-49-8008

## 宇多津町役場

〒 769-0292

香川県綾歌郡宇多津町1881番地

☎ 0877-49-0511 (代表)

開庁日時 午前8時30分 ~ 午後5時15分 (土日祝日、年末年始除く)

▼ 宇多津町HP

